

租税条約の恩典享受に関する新規定

March 2020



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2020 年 2 月時点で、世界 91 ヶ国に業務を展開し、40,400 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

背景

国家税務総局は中国非居住者が租税条約の恩典享受を申告する際の要件を緩和しました。この新しい規定は 2019 年 10 月に国家税務総局公告 2019 年第 35 号にて公布され、2020 年 1 月 1 日から施行されています。従前は、国家税務総局公告 2015 年 60 号に基づき、租税条約の恩典享受の申告の際に中国税務当局による事前承認こそは要求されていなかったものの、納税者は依然、事前登記が求められていました。35 号公告ではさらに一歩前進し、非居住者納税者が租税条約の恩典享受資格があるか等適格性を自己判断で決定することが出来き、税務当局の調査に備えた関連書類の保存により、租税条約の恩典享受を申告が可能になります。

この新しい規定は、課税ビジネス環境を最適化し、“行政の整備、権限委譲及び制度とサービスの向上”を行う規定の 1 つとなっています。

詳細

35 号公告は 2020 年 1 月 1 日から施行されています。非居住納税者は自身の租税条約の恩典享受における適格性を“租税条約の恩典申請の適格性を自己判断し税務調査に備え関連資料を保存する”の考え方にに基づき自己判断しなければならないと規定されています。

非居住納税者による自己申告、例えば、恒久的施設条項に基づく免除による租税条約恩典の申告に関して、非居住納税者は“中国国内に恒久的施設を有しない”による免除享受の適格性について自己判断を行う必要があり、非居住納税者が条件を満たす場合には、“非居住納税者による租税条約の恩典享受に関する報告書”（以下“報告書”）を税務申告の際に提出し、免除を申告しなければなりません。但し、税務当局による事後調査に備え関連資料は保存しておく必要があります。

源泉徴収者による源泉徴収、例えば利子や配当における源泉徴収等に関して、非居住納税者は租税条約恩典享受の適格性を自己判断する必要があり、満たす場合には、報告書を源泉徴収者へ提出しなければなりません。非居住納税者は税務当局による事後調査に備え関連資料を保存しておく必要があります。

責任に関する問題

税務当局による事後調査の期間に関連資料の要求を満たしていない場合、問題は、源泉徴収者もしくは非居住納税者のどちらがその責任を負うかになります。

源泉徴収者の責任

35 号公告においては源泉徴収者の責任は大幅に軽減されています。60 号公告とは異なり、源泉徴収者は提供された情報に基づき非居住者の租税条約の恩典享受適格性について検証する必要がなくなりました。源泉徴収者は非居住者によって提供された報告書が完備されているかを確認することのみが要求されることになります。

しかしながら、源泉徴収者が報告書を入手できない場合、もしくは源泉税が免除及び減額される以前に報告書が完備されていることが確かにできない場合においては引き続き責任を負うことになるでしょう。加えて、税務当局は源泉徴収者に対して、保存資料が非居住納税者が租税条約の恩典を享受する適格性を証明するのに不十分だと考える場合、または脱税の疑いがある場合には指定期日までに追加資料を要求する権限を引き続き有しています。その場合、源泉徴収者は源泉徴収義務を果たさないことについて責任を問われる可能性があり、従って、税収徴収管理弁法及びその実施細則に基づき罰則の対象となります。

非居住納税者の責任

35 号公告においては、非居住納税者は報告書及び保存資料の真正性、正確性及び合法性について責任を負います。申告の根拠となる関連資料は、将来の税務調査に備え、税収徴収管理弁法で定められる一般的な保存期間、10 年に渡り保存の必要があります。

35 号公告第 9 条においては、申告済の租税条約による恩典享受において非居住納税者が適格を満たしていない事実を発見した場合には、税務当局に対して自主的に過少納付を申告し、追加納税を行う必要があると規定しています。従わない場合には、税務当局は過少納付額の納税及び延滞金を要求すること

になります。但し、源泉徴収者が存在し、報告書を受取らず、またはその完備を確かにせずに租税条約の恩典を提供している場合には、その源泉徴収者が延滞金支払いの義務を負うことになります。

保存要求資料

35 号公告では保存すべき関連資料について示されており、非居住納税者の関連する居住者証明書、収入に関連する契約や協定、取締役会および株主の関連決議、支払い領収書、その他の所有権証明資料及び利息、配当及び使用権の関連収入の“受益所有者”を証明する関連資料が含まれます。

報告書に関しては、非居住納税者は次の事項に署名及び申告を要求されています。：(i)他の締結国の居住者であること。(ii)自己判断により租税条約の恩典の享受適格に符合しており法的責任を負うことを確認していること。(iii)税務当局による事後調査に備え関連資料を収集し保存すること。

指摘すべき点としては、60 号公告とは異なり関連資料の提出に 3 年の免除期間がないことです。これは結果として、居住者証明書等の資料をより頻繁に収集する必要があることを意味するでしょう。具体的な執行方法については引き続き注視する必要があります。

35 号公告を個人に適用することに関しては、関連する個人は租税条約の恩典享受の申告の為に、報告書の記載及び同様に税務当局への提出、もしくは場合によって源泉徴収者へ提出の必要があることが重要な点として挙げられます。例えば、関連する租税条約の給与所得条項のもとで 183 日の免除を享受するための申告には税務上の居住者証明が必要になるでしょう。

Mazars コメント

新たな規定により、非居住者に関わる事務処理が簡潔化され、非居住納税者による租税条約恩典の申告が行政的に整えられることになります。これは歓迎すべき規定となります。

一方、専門的なアドバイスを求める必要もあります。例えば、個人が租税条約の恩典を申告する場合、その個人は双方の地域でそれぞれの国内法の基づき居住者と認められることが多く、関連する租税条約の二重居住者の居住地確定ルールに基づく必要があります。居住地確定ルールの適用はかなり複雑であり、この点に関して専門家のアドバイスを求める必要があります。

もう一つの論点は、受益所有者の認定に関するものです。その決定や関連資料は複雑なものであり、この点でもまた専門家のアドバイスを求める必要があります。

以上

CONTACT

Mazars

Japan Desk

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn